

令和5年度

千曲市定期監査報告書

令和6年3月15日

千曲市監査委員

令和5年度 千曲市定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の実施

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの一般会計、特別会計、公営企業会計の執行状況を基本に、千曲市の行政委員会を含む全部局（以下、「全部局」という。）に対し、地方自治法第199条第1項（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理）及び地方自治法第199条第2項（事務の執行）の規定による監査を実施しました。

2 監査の対象

- (1) 令和5年度施政方針に掲げられた事業の他、新規事業及びその他主要事業に係る進捗状況、補助金等の交付状況、工事請負費の執行状況等
- (2) 全部局から抽出した出勤簿、休暇欠勤整理簿、旅行命令簿、超過勤務命令簿、特殊勤務整理簿及び週休日等の振替整理簿（以下、「帳票類」という。）に係る事務処理

3 監査の実施日

令和6年1月22日から令和6年2月26日まで

4 実施した監査手続

上記2の(1)に掲げる事項等については、提出資料等に基づき、関係職員から説明を聴取する方法で監査を実施しました。

また、上記2の(2)については、事務局において帳票類を確認して監査を実施しました。

第2 監査の結果

監査の結果、一般会計、特別会計及び公営企業会計の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びにその他事務の執行については、関係法令、千曲市財務規則等に準拠し、概ね適正に執行又は管理されているものと認められました。なお、改善や検討が必要な事項については口頭にてその実施を求めました。

抽出により事前に提出を求め、監査を行った帳票類の記帳並びに整理状況については、一部に未記入、押印漏れ等の不備が見受けられたため是正を求めました。

第3 監査委員の意見

【共通事項】

1. 繰越事業の適切な執行

繰越制度は、財政法における「会計年度独立の原則」に対する例外であり、不経済・非効率な執行を避ける必要がある限りにおいて、歳出予算の金額を翌年度に繰り越して使用することができるようにするものです。

今回の監査においては、工事請負費を中心に令和4年度からの繰越事業が多数認められました。

繰越に至る止むを得ない事情はそれぞれあると推察しますが、安易な繰り越しは厳に慎むべきであり、ヒアリング時に説明のあった「関係機関との調整に不測の日数を要した」、「設計等に不測の日数を要した」等を理由とする繰越は、予算計上に至る事業の検討段階で丁寧に精査することで避けられるものです。

また、事業が年度内に終了する見込みが不透明な場合には、予算計上時において、債務負担行為を設定する等、適切な予算計上・事業執行をお願いします。

2. 公共施設個別施設計画の推進（継続事項）

千曲市公共施設等総合管理計画及び千曲市公共施設再編計画では、公共施設等の総量を、令和26（2044）年度までに基準年である平成26（2013）年度比13%削減することとしています。

令和5年4月1日現在では、市役所新庁舎や第1学校給食センター、白鳥園の建設等、大型事業が集中したこともあり、基準値から6.5%の増加となっておりますが、今後延床面積は減少に転じていくと報告されています。

公共施設を適切にマネジメントしていくことは持続可能な財政運営を可能にするために大変重要な点です。既存施設の廃止や地元譲渡などを計画どおり進めるとともに、現在計画中的の新規公共施設については、PFI等新たな整備手法の導入などを通じて、建設費の縮減と公共施設マネジメントの目的である維持管理経費の縮減につながるよう検討を進めてください。

また、地元譲渡にあたっては単なる所有権名義の変更にとどまることなく、将来的な維持管理経費の市負担が削減できるよう地元との調整をしてください。

3. 土地賃借料の是正（継続事項）

土地賃借料の公平性の確保については、かねてより監査意見を表明してきたところですが、令和5年9月に管財契約課において、「不動産の借り受けに関する取扱い基準」を作成されたことは改善策の一つとして評価します。また総務課においては、賃借料が基準を大幅に上回っていた市民ギャラリーの賃貸借契約が適正に見直される等、改善に向けた取り組みの成果も出ております。

引き続き高額な土地賃借料の改善に努めるとともに、買取り・返還も検討しな

がら土地を賃貸借している施設そのものの必要性の検証も含め見直しを進めてください。

4. 債権管理について（継続事項）

公債権の中心である市税の徴収率は近年上昇が続いていましたが、令和5年度（9月時点）では、前年と比べ下落に転じています。特に滞納繰越分に関しての下落は大きいものがあります（市税△10.1%、国保税△6.29%）。経験年数等による職員間での徴収業務に関する習熟度の違いや、滞納整理が進む一方で徴収困難な案件の比重が高まっている等様々な要因が考えられますが、「税負担の公平性・公正性」の確保に向け、改めて適正な債権管理に取り組む必要があります。

また、担当課が個別に取り組んでいる学校給食費や水道料金、同和対策住宅新築資金等貸付金、住宅使用料等の私債権の滞納繰越分の徴収についても、担当部署により温度差が見られるなど対策が必要です。令和5年度の決算審査でも指摘しましたが、担当課独自での債権回収には困難な面もありますので、徴収事務を効率的に行える体制の研究を進めてください。

【個別事項】

1. 公共交通運行事業（継続事項）

[総合政策課]

デマンド型乗合タクシー事業では、「稲荷山・八幡地域」、「更級地域」、「上山田地域」の3つのエリアにおいて、今年度より令和7年4月までを目途に実証運行が開始されました。デマンド型乗合タクシーは、乗降地点が循環バスに比べ大幅に増え利便性が向上している反面、運行に際しての公費負担が多額となっています（先行実施している東部エリアの場合、約3,000円/人・回）。交通弱者の移動手段の確保は大変重要なことですが、利用者ニーズの把握や費用対効果を見極めるなど分析を深めることが重要です。

千曲市に限らず、地方の公共交通は運転手不足や利用者の減少により縮小の一途を辿っています。特に運転手不足は全国的な課題であり、運行事業者側の状況も大きく変化しています。当市においても循環バス運行事業から1社が撤退する等、現行の公共交通体系を維持することに影響が出ています。

そうした現状も踏まえ、費用対効果を検証しながら限りある交通資源を有効に活用し、地域の特性に応じた公共交通体系を研究してください。

2. 放課後等における子どもの居場所対策（継続事項）

[こども未来課、福祉課、教育総務課、生涯学習課]

放課後等における子どもの居場所に関わる事業については、市内全域で行われている「放課後児童クラブ」、更級小学校のみで実施されている「放課後こども教室」、八幡地区・上山田地区のみで学習支援を目的に実施されている「地域未来塾」、更に生活困窮者世帯向けの学習支援事業等、多岐にわたっています。

発足の経緯や地域特性等の背景はあると思いますが、一部に目的が重複している点が認められる他、支援員等のスタッフ確保に共通の課題があるなど、全体的な見直しが必要な時期にあると考えます。

具体的には、目的が重複する事業の統合や学習支援を千曲市全体に拡大するのかなどを整理しながら、より効果的で持続可能な施策を展開できるよう関係部署で連携しながら検討をお願いします。

3. ポリネコ！CHIKUMA（継続事項）

[行政マネジメント室]

市民と行政を繋げる新しいコミュニケーションシステムとして注目されている事業です。

事業費の1/2に充当している国からの地方創生推進交付金の交付が令和6年度で終了することから、事業としてひとつの区切りを迎えます。現在、参加登録が約800人に増加し、消防・防災に関する市民の声の収集などの具体的な成果も出

てきています。事業開始から3年間で得られた効果の検証を行い、システム導入の成果をより具体的な形で市民に提示するなど引き続き登録者増加のため市民への周知・PRに励んでください。

4. 個人番号カード交付事業

[市民課、情報政策課]

千曲市のマイナンバーカード取得率は、全国的にみても高水準にあり、これまでの様々な取り組みの成果として大変評価できます。国による普及策の動向にもよりますが、今後とも取得率向上の取り組みを進めてください。

また、カード利用による各種証明書のコンビニ発行件数も大幅に増加していることから、今後ともDXによる行政手続きの簡略化を進め、窓口人員の効率化にも寄与できるよう検討を進めてください。

5. 温泉施設管理運営事業

[市民生活課]

コロナ禍に端を発する利用控えの長期化、温泉施設特有の湯量減少対策や高額な維持管理費の負担など、4施設を現状のまま維持していくことは将来的に極めて困難と考えます。

利用者にとっては、健康増進のみならずコミュニケーションの場としての機能も果たしていると考えますが、本来的には集客施設であり民間でも提供可能な施設です。

公共施設等総合管理計画では、民間譲渡を念頭に総量縮減を目指していますが、利用者の理解を得るには相当の時間を要することから、早急に対処策を決定し取り組みを進めてください。